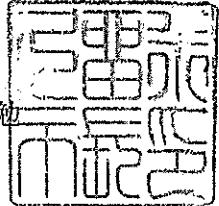


久留米市告示第 44 号

騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める
総理府令（平成 12 年総理府令第 15 号）別表備考の区域を次のように指定し、この告示の
日から施行する。

令和 4 年 1 月 24 日

久留米市長 大久保 勉



区域の区分と指定する地域

区域の区分	指定する地域
a	騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、 久留米市長が指定する地域（以下「指定地域」という。）のうち、同法 第 4 条第 1 項の指定に基づき、久留米市長が定める時間の区分及び区 域の区分ごとの規制基準（以下「規制基準」という。）により第 1 種区 域に区分された地域
b	指定地域のうち、規制基準により第 2 種区域に区分された地域
c	指定地域のうち、規制基準により第 3 種区域及び第 4 種区域に区分さ れた地域